

船舶による危険物の運送基準等を定める告示

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表に係る許可
- ② 手続根拠 : 船舶による危険物の運送基準等を定める告示第59条
- ③ 手続対象者 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ④ 提出時期 : 当該許可を受けようとする場合。
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船積地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 4月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

※地方運輸局等の所在地は、国土交通省のホームページをご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>